

協議第7号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸山政史

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。

- 1 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数については、現行のとおり継続する。
- 2 農業委員会の委員の任期については、現行のとおり継続する。

平成21年 5月22日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	小項目名	01 選挙区及び選挙区の委員の定数
------	-----------------------	------	-------------------

協議内容	選挙区及び選挙区の委員の定数に違いがあるので、それをどう扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	<p>農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置く。 ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数については、現行のとおり継続する。</p>

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>選挙区・・・9分割</p> <p>定数・・・40名</p>	<p>選挙区・・・城南町の全域</p> <p>定数・・・15名</p>
相 違 点 と 課 題		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	1 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	小項目名	02 委員の任期
------	-----------------------	------	----------

協議内容	農業委員会の委員の任期の違いをどう扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	<p>農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置く。 ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。 農業委員会の委員の任期については、現行のとおり継続する。</p>

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>任期 平成20年7月20日 ～平成23年7月19日 3年間</p>	<p>任期 平成19年3月1日 ～平成22年2月28日 3年間</p>
相 違 点 と 課 題		